

旧CPD規則によるCPD単位の登録期間及びデータ登録手数料に関する特例措置を定める規則の制定

北海道建築士会継続的な能力の開発の促進に関する規則（以下「CPD規則」という。）の施行の前の継続的な能力の開発の促進に関する規則（以下「旧CPD規則」という。）第19条第5項により登録を受ける同条第1項及び第3項のCPD単位の登録の期間及びこの場合の手数料の適用を次のとおりとする。

旧CPD規則によるCPD単位の登録期間及びデータ登録手数料に関する特例措置を定める規則

この規則の施行の日から平成23年12月31日までの間に限り、旧CPD規則第19条第5項中「当該手帳を提出した日の前年の1月1日から」を「バーコードシールの交付を受けた日から」と読み替えて適用する。この場合において、平成21年12月31日以前に交付を受けたバーコードシールによりCPD単位のデータ登録をする場合の手数料は、1年度分ごとに1回のデータ登録とみなし、旧CPD規則第19条第2項の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

（説 明）

専攻建築士制度の普及及び促進のため、所定の登録期間を経過したバーコードシールについて、改めてCPD単位のデータ登録をすることができるよう、CPD単位のデータ登録の期間について特例措置を定めようとするものである。